

1. 新放送法における安全・信頼性に係る技術基準の位置づけ

放送は、緊急災害時を含め、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届ける高い公共性を持ち、安全・信頼性が求められることから、放送を行うための電気通信設備に対し安全・信頼性に係る技術基準を定め、技術基準適合性を参入時(免許、認定、登録)において審査し、運用に当たり適合維持義務を課す。(新放送法 § 111, § 121, § 136)

■新放送法第111条

- 1 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。
- 2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - 一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

2. 放送の安全・信頼性に係る技術的条件の方向性

(1) 安全・信頼性の確保のための措置の項目として、予備機器の配備、停電対策、故障検出、応急復旧機材の配備等を、地上放送、衛星放送、有線放送に対して共通に定める。

(2) 放送の種類^{※1}による設備構成の差異を考慮して、その措置の対象とし得る設備を明確化する。

- 〔※1〕
- ・地上放送（地上デジタルテレビ放送、AM放送、短波放送、FM放送、コミュニティ放送、マルチメディア放送）
 - ・衛星放送（BS放送、東経110度CS放送、東経124/128度CS放送）
 - ・有線テレビ放送

(3) その上で、故障等による受信者への影響の波及度合いを考慮して、措置の程度を定める。

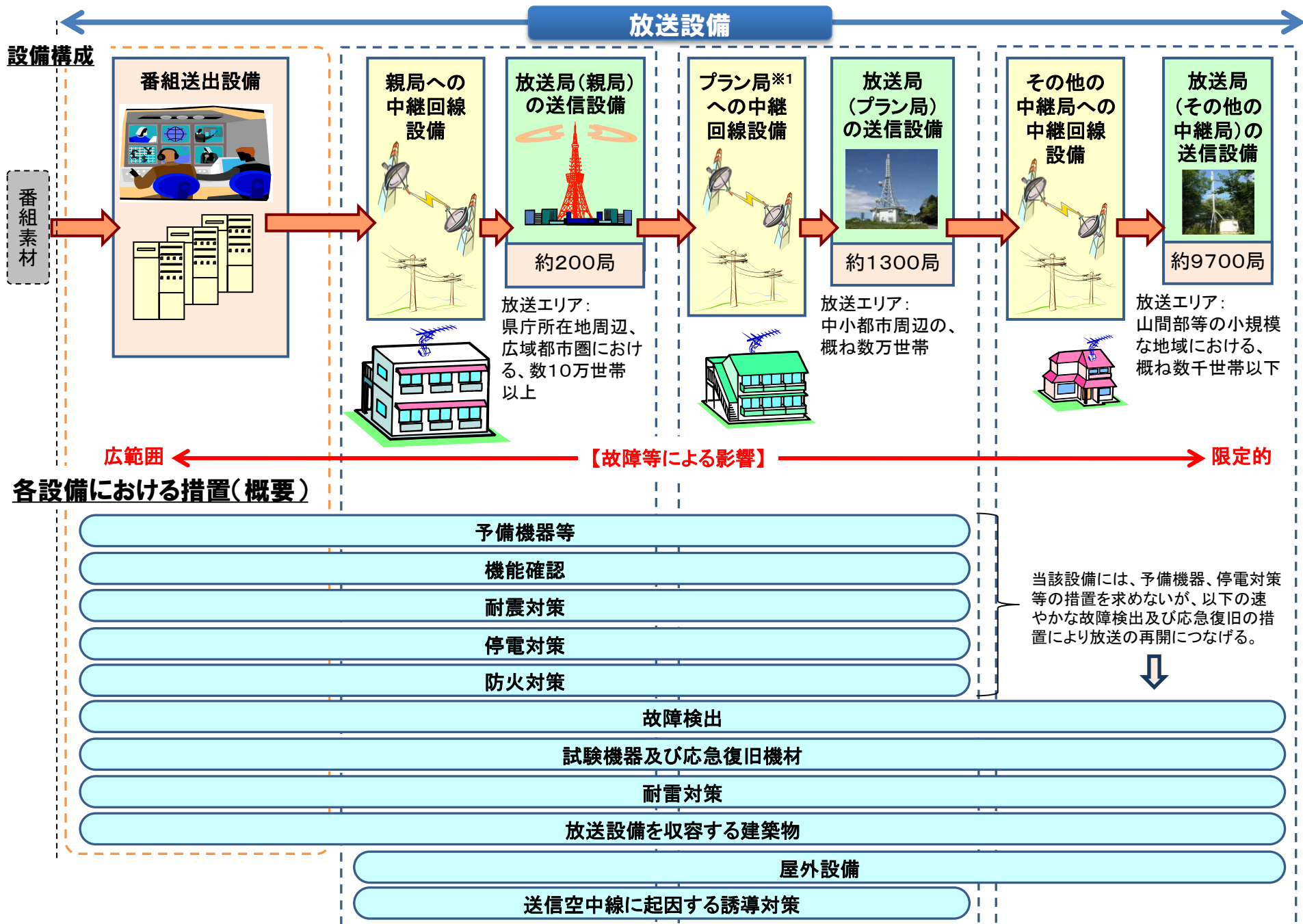
・ 広範囲に放送の停止等の影響を及ぼす設備^{※2}に対しては、放送の停止等を未然に防ぐ、又はそれから即座に復旧させるための措置（「予備機器等の確保」、「故障等を直ちに検出する機能」、「停電対策」等）が必要。

- 〔※2〕
- ・地上デジタルテレビ放送の番組送出設備、親局等の送信設備
 - ・衛星放送の送信設備
 - ・大規模な有線テレビ放送設備 等

・ 放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的な設備^{※2}に対しては、経済合理性の観点から、主に、事故の長時間化を防ぐための措置（「故障等の速やかな検出」、「応急復旧用機材の配備」等）が必要。

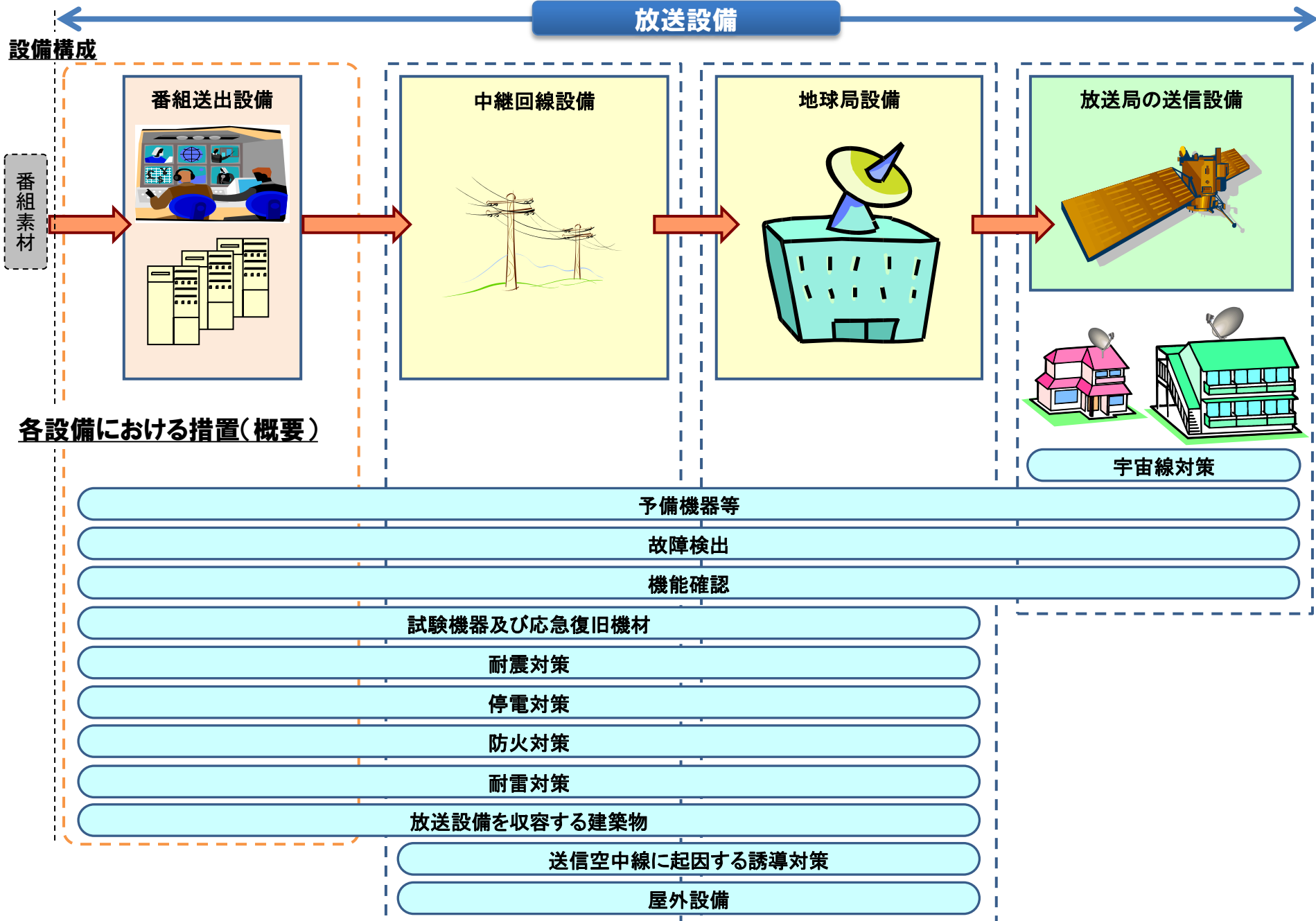
- 〔※3〕
- ・地上デジタルテレビ放送の小規模な中継局の送信設備
 - ・小規模な有線テレビ放送設備 等

地上デジタルテレビ放送の設備の分類と措置のイメージ



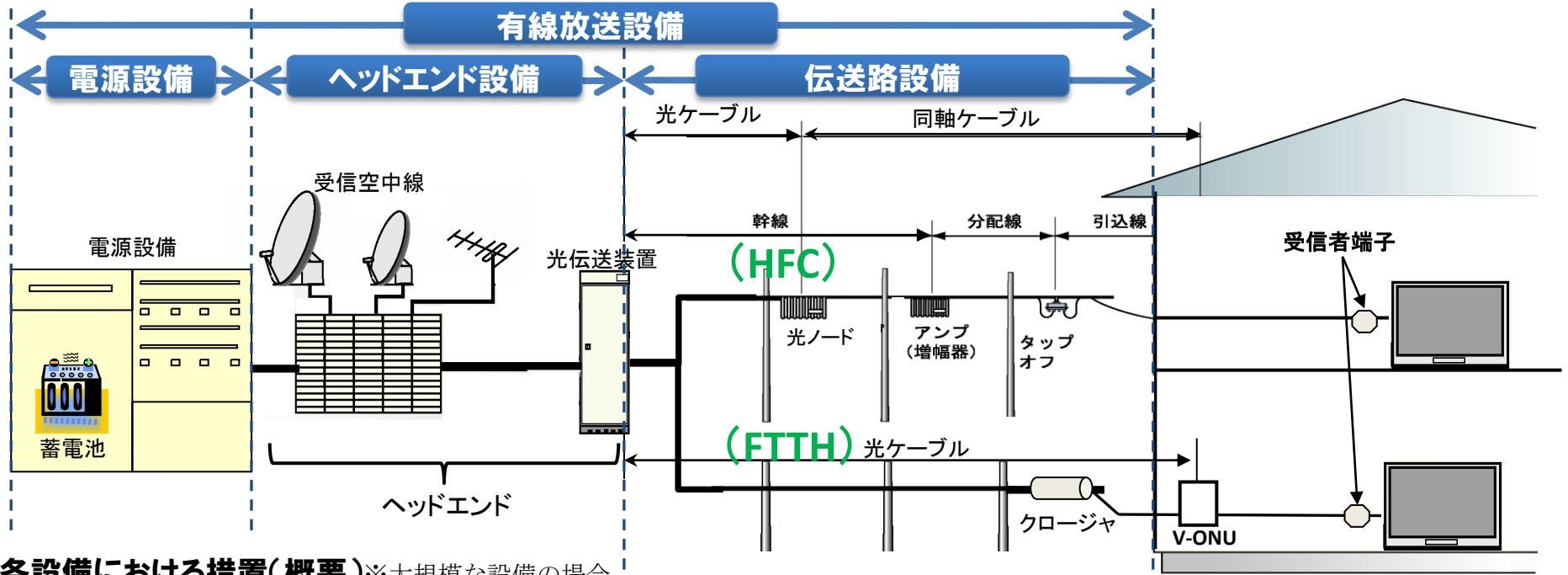
※1 放送用周波数使用計画に記載されている中継局。

衛星放送の設備の分類と措置のイメージ



有線放送の設備の分類と措置のイメージ

設備構成例



各設備における措置(概要)※大規模な設備の場合

予備機器等
故障検出
試験機器及び応急復旧機材の配備
耐震対策
停電対策
強電流電線に起因する誘導対策
防火対策
屋外設備
建築物に係る基準
耐雷対策

【故障等による影響】

○設備の規模

・中～大規模施設
(5,001端子以上)

・小規模施設
(501～5,000端子)

↑ 広範囲

↓ 限定的